

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第108期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 昭和産業株式会社

【英訳名】 Showa Sangyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横澤正克

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内神田2丁目2番1号

【電話番号】 03(3257)2036

【事務連絡者氏名】 財務部財務企画課長 猪野浩

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田2丁目2番1号

【電話番号】 03(3257)2036

【事務連絡者氏名】 財務部財務企画課長 猪野浩

【縦覧に供する場所】 昭和産業株式会社大阪支店
(大阪市北区天満3丁目2番15号)

昭和産業株式会社名古屋支店
(名古屋市西区那古野1丁目36番6号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第108期 第1四半期連結累計(会計)期間	第107期
会計期間		自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月 30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日
売上高	(百万円)	59,788	201,189
経常利益	(百万円)	2,468	3,327
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,565	1,202
純資産額	(百万円)	49,893	48,977
総資産額	(百万円)	156,473	150,605
1株当り純資産額	(円)	277.25	269.67
1株当り四半期(当期)純利益	(円)	8.77	6.68
潜在株式調整後 1株当り四半期(当期)純利益	(円)		
自己資本比率	(%)	31.6	32.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,480	442
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	983	4,050
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,204	4,487
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	2,279	3,538
従業員数	(名)	1,754	1,723

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当り四半期(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,754 (624)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数の当第1四半期連結会計期間における平均雇用人員である。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,051 (122)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数の当第1四半期会計期間における平均雇用人員である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）
食品事業	30,901
飼料事業	6,765
合計	37,666

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 金額は製造原価によっており、セグメント間の取引については、相殺消去しております。
 3 当該内容は、製品ベースの生産実績によっております。なお、倉庫事業及びその他事業は生産活動を行っていないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当グループは、受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）
食品事業	42,652
飼料事業	15,684
倉庫事業	924
その他事業	527
合計	59,788

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 セグメント間の取引については相殺消去しております。
 3 総販売実績に対する輸出高の割合が10%未満のため、記載を省略しております。
 4 総販売実績に対する主要な取引先の販売実績の割合が10%未満のため、記載を省略しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、原油価格をはじめとして原料価格や資材価格の上昇が続き、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の不安定化などの影響により、景気の減速感が一層強まっております。

食品業界におきましても、穀物原料価格・包装資材価格・海上運賃等の高騰による仕入れコストの上昇や、食の安心・安全・透明性に対する不信など対処すべき多くの課題を抱え、取巻く環境は一段と厳しい状況にあります。

このような状況のなか、当グループは、中期計画「SHOWA-ism計画06-08」の最終年度である当期をその仕上げの年として、引き続き「収益性の向上」、「安心・安全・透明性の向上」、「社員の質的向上」を経営方針として掲げ、経営に取り組んでおります。

これらの結果、連結売上高は59,788百万円となりました。一方、利益面では輸入穀物原料価格の高騰、燃料価格の上昇、税制改正による減価償却費の増加などの製造コストの上昇要因がありましたが、一層のコスト削減を図り、販売価格の改定・適正価格での販売に努めた結果、営業利益は2,473百万円、経常利益は2,468百万円、四半期純利益は1,565百万円となりました。

セグメントの状況

< 食品事業 >

食品事業は、前年同期と比較して増収・増益傾向にありました。

売上高は、小麦・大豆・とうもろこしの原料価格上昇を受け小麦製品・食用油・糖化品の販売価格の改定に努めた結果、販売価格が前年同期を上回り、売上高は42,652百万円となりました。製造コストは、輸入穀物原料価格の高騰、燃料価格の上昇などにより大幅に増加しましたが、製造コストの削減や販売経費の低減、販売価格の改定に努めた結果、営業利益は2,094百万円となりました。

< 飼料事業 >

飼料事業は、前年同期と比較して増収・減益傾向にありました。

売上高は、配合飼料の販売数量・販売価格が前年同期を上回り、15,684百万円となりました。利益面では、原料価格の上昇などによる製造コストの上昇や、配合飼料価格安定基金の負担増などによる販売コストの上昇もあり、91百万円の営業損失となりました。

< 倉庫事業 >

倉庫事業は、穀物サイロ関連の荷役量が前年同期を下回ったことにより前年同期と比較して減収・減益傾向にありました。これらの結果、売上高は924百万円、営業利益は401百万円となりました。

< その他事業 >

その他事業は、不動産事業の量販店向け賃貸設備の賃貸価格値下げにより、減収・減益傾向にありました。これらの結果、売上高は527百万円、営業利益は347百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当グループは財政状態の健全化を図るべく、有利子負債の削減に向けて、高付加価値製品の拡売や製品販売価格の改定など収益性の向上を図るとともに、たな卸資産の圧縮に努めてまいりました。また、設備投資を充実させることにより、食の安心・安全や、機能性に優れた食品の提供、生産効率の向上を図ってまいりました。

総資産は、156,473百万円と前連結会計年度末と比較して5,868百万円増加しております。主な増加要因は、売上高の増収に伴い売掛債権が4,436百万円増加したことや、輸入穀物原料相場の高騰に伴いたな卸資産が3,024百万円増加したことなどによります。また、投資有価証券では時価評価の洗替等により1,003百万円増加しております。主な減少要因は、有形固定資産が減価償却の実施などにより1,117百万円減少しております。

負債は、106,580百万円と前連結会計年度末と比較して4,952百万円増加しております。主な増加要因は、有利子負債で3,551百万円、買掛債務で2,580百万円増加したことであり、これは、輸入穀物相場の高騰に伴い原材料調達資金の需要が高まったことなどによります。主な減少要因は、賞与金支給により賞与引当金が590百万円減少したことであり、

純資産は、49,893百万円と前連結会計年度末と比較して915百万円増加しております。主な要因は、四半期純利益1,565百万円の計上やその他有価証券評価差額金で時価評価洗替による734百万円の増加に対し、期末配当金の支払いによる1,074百万円の減少等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益2,508百万円、減価償却費1,689百万円等による資金の増加がありましたが、売上債権及びたな卸資産の増加や、法人税等1,015百万円を支払った結果、合計では2,480百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得に1,516百万円の資金を使用しましたが、有形固定資産の売却による471百万円の収入等があったため、合計では983百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、フリー・キャッシュ・フローの不足分及び配当金の支払額1,074百万円をコマーシャル・ペーパー等による資金調達で賄った結果、2,204百万円の収入となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ、1,259百万円減少し、2,279百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

2. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、当社は、現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容

1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付等

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

()当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

()買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

()買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

()買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記()(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

()買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含み

ます。)

()大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)

()大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

()大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)

()大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

()買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

()買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

()大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

()大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

()当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提供がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として設定します。

()対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

()その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これら

の検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様には代替案を提示することもあります。

取締役会の決議

当社取締役会は、上記 の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとし、

()買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うものとし、

()買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

(イ)買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記 に定める手続きを行うものとし、

この場合、当社取締役会は、下記 に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

(ロ)買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

株主意思の確認

当社取締役会は、上記 () (イ)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとし、

株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権 1 個につき 1 個とします。投票基準日は、取締役会検討期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の 2 週間前までに行うものとし、

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとし、書面投票による場合、総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとし、

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()買付者等が大規模買付等を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

大規模買付等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置のひとつとしては、新株予約権の無償割当を想定しています。ただし、対抗措置の発動に当たっては、その必要性及び相当性を勘案した上で本分野に係る判例や具体的な事例を考慮しつつ、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を行うこともあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記1) に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記1) に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成20年2月22日の取締役会決議において導入しましたが、第107回定時株主総会において承認を得て、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までを有効期間としております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

4. 本プランの合理性

1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上

の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。

2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2.に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、当社は、取締役会において決議された本プランを第107回定時株主総会で承認を得ておりますが、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

5. 株主の皆様への影響

1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3.1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.1)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施にあたり、新株予約権の発行要項、当社株売買に当たって損害を被る可能性がある旨、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

名義書換の手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

その他の手続き

なお、割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、375百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はない。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	180,649,898	180,649,898	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	
計	180,649,898	180,649,898		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日		180,649,898		12,778		3,270

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,509,000		
	(相互保有株式) 普通株式 37,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 177,704,000	177,704	
単元未満株式	普通株式 1,399,898		
発行済株式総数	180,649,898		
総株主の議決権		177,704	

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に12,000株(議決権12個)、「単元未満株式」欄の普通株式に400株含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式213株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 昭和産業株	東京都千代田区内神田 2丁目2-1	1,509,000		1,509,000	0.84
(相互保有株式) 共同輸送株	宮城県仙台市宮城野区 蒲生2丁目1-5	37,000		37,000	0.02
計		1,546,000		1,546,000	0.86

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	266	288	302
最低(円)	239	249	276

(注)東京証券取引所市場第一部における株価である。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称を変更している。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,279	3,538
受取手形及び売掛金	35,391	30,955
有価証券	1	1
商品	1,266	1,326
製品	8,455	7,129
原材料	14,924	12,805
仕掛品	1,440	1,605
貯蔵品	635	830
その他	2,265	2,845
貸倒引当金	311	793
流動資産合計	66,351	60,246
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 32,197	1 32,524
機械装置及び運搬具(純額)	1 18,649	1 19,153
土地(純額)	18,509	18,688
その他(純額)	1 1,410	1 1,518
有形固定資産合計	70,767	71,885
無形固定資産	444	400
投資その他の資産		
投資有価証券	14,098	13,094
その他	5,680	5,810
貸倒引当金	868	830
投資その他の資産合計	18,910	18,073
固定資産合計	90,122	90,359
資産合計	156,473	150,605
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,195	17,614
短期借入金	21,613	24,028
コマーシャル・ペーパー	19,500	12,500
未払法人税等	773	991
賞与引当金	352	942
その他	8,939	9,509
流動負債合計	71,373	65,586
固定負債		
長期借入金	20,452	21,485
退職給付引当金	5,706	5,865
役員退職慰労引当金	228	317
債務保証損失引当金	-	39
負ののれん	251	265
その他	8,567	8,068
固定負債合計	35,207	36,042
負債合計	106,580	101,628

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,778	12,778
資本剰余金	9,007	9,007
利益剰余金	24,887	24,396
自己株式	657	388
株主資本合計	46,015	45,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,353	2,618
繰延ヘッジ損益	17	103
評価・換算差額等合計	3,371	2,514
少数株主持分	506	668
純資産合計	49,893	48,977
負債純資産合計	156,473	150,605

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	59,788
売上原価	50,338
売上総利益	9,449
販売費及び一般管理費	1 6,976
営業利益	2,473
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	172
為替差益	78
負ののれん償却額	23
持分法による投資利益	30
その他	123
営業外収益合計	434
営業外費用	
支払利息	162
コマーシャル・ペーパー利息	30
退職給付費用	176
その他	70
営業外費用合計	439
経常利益	2,468
特別利益	
固定資産売却益	24
貸倒引当金戻入額	36
債務保証損失引当金戻入額	39
特別利益合計	100
特別損失	
固定資産廃棄損	48
投資有価証券評価損	12
その他	0
特別損失合計	60
税金等調整前四半期純利益	2,508
法人税、住民税及び事業税	818
法人税等調整額	106
少数株主利益	18
四半期純利益	1,565

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,508
減価償却費	1,689
売上債権の増減額(は増加)	4,441
たな卸資産の増減額(は増加)	3,013
仕入債務の増減額(は減少)	2,580
その他	836
小計	1,512
利息及び配当金の受取額	205
利息の支払額	157
法人税等の支払額	1,015
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,480
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	0
投資有価証券の取得による支出	286
投資有価証券の売却及び償還による収入	500
有形固定資産の取得による支出	1,516
有形固定資産の売却による収入	471
有形固定資産の除却による支出	23
投融資による支出	210
投融資の回収による収入	82
投資活動によるキャッシュ・フロー	983
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金及びコマース・ペーパーの増減額(は減少)	3,700
長期借入れによる収入	1,000
長期借入金の返済による支出	1,148
リース債務の返済による支出	2
配当金の支払額	1,074
少数株主への配当金の支払額	0
自己株式の取得による支出	268
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,204
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,259
現金及び現金同等物の期首残高	3,538
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,279

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項なし。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 会計方針の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更している。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が330百万円それぞれ減少している。 なお、セグメントに与える影響は、セグメント情報に記載している。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上している。 また、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。 これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はない。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっている。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項なし。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
当社及び国内連結子会社は、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正を契機として、資産の利用状況を見直した結果、当第1四半期連結会計期間より、改正後の法人税法に基づく減価償却方法を適用している。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益が90百万円、営業利益が92百万円、経常利益が92百万円、税金等調整前四半期純利益が92百万円それぞれ減少している。 なお、セグメントに与える影響はセグメント情報に記載している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																								
1 有形固定資産減価償却累計額 159,969百万円 2 偶発債務 保証債務	1 有形固定資産減価償却累計額 158,685百万円 2 偶発債務 保証債務																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">相手先</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(取引先関係)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川嶋畜産他28件</td> <td>銀行等借入金</td> <td style="text-align: right;">507</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">507</td> </tr> </tbody> </table>	相手先	摘要	金額(百万円)	(取引先関係)			川嶋畜産他28件	銀行等借入金	507	計	-	507	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">相手先</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(取引先関係)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川嶋畜産他28件</td> <td>銀行等借入金</td> <td style="text-align: right;">550</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">550</td> </tr> </tbody> </table>	相手先	摘要	金額(百万円)	(取引先関係)			川嶋畜産他28件	銀行等借入金	550	計	-	550
相手先	摘要	金額(百万円)																							
(取引先関係)																									
川嶋畜産他28件	銀行等借入金	507																							
計	-	507																							
相手先	摘要	金額(百万円)																							
(取引先関係)																									
川嶋畜産他28件	銀行等借入金	550																							
計	-	550																							

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの
イ 発送配達費 2,515 百万円
ロ 販売諸費 74
ハ 広告宣伝費 86
ニ 社員給料 1,080
ホ 賞与金 283
ヘ 賞与引当金繰入額 209
ト 減価償却費 174
チ 退職給付費用 170
リ 役員退職慰労引当金繰入額 7
ヌ 貸倒引当金繰入額 67

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,279百万円
計	2,279
預入期間が3か月超の定期預金	0
現金及び現金同等物	2,279

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	180,649,898

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,517,916

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,074	6.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項なし。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項なし。

(リース取引関係)

リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っているが、当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動はない。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	食品事業 (百万円)	飼料事業 (百万円)	倉庫事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	42,652	15,684	924	527	59,788		59,788
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	828	4	253	404	1,491	(1,491)	
計	43,481	15,688	1,178	932	61,280	(1,491)	59,788
営業費用	41,386	15,780	776	584	58,528	(1,213)	57,314
営業利益又は営業損失()	2,094	91	401	347	2,751	(278)	2,473

(注) 1 事業区分は、売上集計区分によっている。

2 各事業の主な製品

(1) 食品事業.....小麦粉、ミックス、パスタ、植物油、脱脂大豆、コーンスターチ、ぶどう糖、冷凍食品等

(2) 飼料事業.....配合飼料、単味飼料、鶏卵他畜産物等

(3) 倉庫事業.....倉庫業(荷役・保管等)

(4) その他事業.....事業用・商業用ビル等賃貸、保険代理業、自動車等リース業等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、当第1四半期連結会計期間235百万円であり、その主なものは、企業集団の広告に要した費用、基礎的研究開発費である。

4 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、食品事業が321百万円、飼料事業が8百万円それぞれ増加し、営業利益がそれぞれ同額減少している。

5 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、改正後の法人税法に基づく減価償却方法を適用している。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、食品事業が91百万円、飼料事業が0百万円、倉庫事業が0百万円、その他事業が0百万円それぞれ増加し、営業利益がそれぞれ同額減少している。

【所在地別セグメント情報】

本国以外の国又は地域に所在する連結子会社はないため、記載を省略している。

【海外売上高】

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、記載を省略している。

(企業結合等関係)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
277.25円	269.67円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	49,893	48,977
普通株式に係る純資産額(百万円)	49,386	48,308
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	506	668
普通株式の発行済株式数(株)	180,649,898	180,649,898
普通株式の自己株式数(株)	2,517,916	1,509,213
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	178,131,982	179,140,685

2 1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	8.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式が存在しないため記載していない。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,565
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,565
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	178,541,360

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

昭和産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野 信行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 英仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭和産業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結累計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。